

令和6年 第1回

仁木町議会定例会会議録

( 3日目 )

開 議 令和6年3月18日(月)

閉 会 令和6年3月18日(月)

仁 木 町 議 会

## 令和6年第1回仁木町議会定例会（3日目）議事日程

---

◆日 時 令和6年3月18日（月曜日）午前9時30分 開議

◆場 所 仁木町役場 3階議場

---

### ◆議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議会運営委員会委員長報告

日程第3 報告第1号 令和6年度各会計予算特別委員会審査報告書

日程第4 議案第23号 令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第8号）

日程第5 意見案第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

日程第6 意見案第2号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める意見書

日程第7 陳情第1号 「(仮称)古平・余市ウインドファーム事業」に反対する陳情

日程第8 委員会の閉会中の継続審査

日程第9 委員会の閉会中の所管事務調査

## 令和6年第1回仁木町議会定例会（3日目）会議録

開 議 令和 6年 3月18日（月） 午前 9時30分

閉 会 令和 6年 3月18日（月） 午前10時30分

---

 議 長 横 関 一 雄 副 議 長 嶋 田 茂
 

---

## 出席議員（8名）

1 番 前 田 春 奈	3 番 木 村 章 生	4 番 佐 藤 秀 教
5 番 野 崎 明 廣	6 番 宮 本 幹 夫	7 番 上 村 智 恵 子
8 番 嶋 田 茂	9 番 横 関 一 雄	

---

## 欠席議員（1名）

2 番 山 内 健 生

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	福 祉 課 長	河 井 健
副 町 長	林 幸 治	福 祉 課 参 事	浜 野 公 子
教 育 長	岩 井 秋 男	産 業 課 長	浜 野 崇
総 務 課 参 事	奈 良 充 雄	建 設 課 長	渡 辺 優
財 政 課 長	和 田 秀 文	教 育 次 長	菊 地 健 文
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長 事 務 取 扱 (副 町 長)	(林 幸 治)
企 画 課 長	新 見 信	代 表 監 査 委 員	原 田 修
住 民 環 境 課 長	本 多 弘 一	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕

---

## 議会事務局職員出席者

事 務 局 長	可 児 卓 倫
総 務 議 事 係 長	佐 藤 祐 亮

---

開 議 午前 9時30分

---

○議長（横関一雄）皆さんおはようございます。

これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は8名です。山内議員より欠席する旨の届け出がありました。

本日は休会の日ですが、仁木町議会会議規則第9条第3項の規定により会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

3月11日に引き続き、5番・野崎議員及び6番・宮本議員を指名します。

---

### 日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。木村委員長。

○議会運営委員長（木村章生）皆さんおはようございます。

議会運営委員会決定事項について報告いたします。

去る、3月14日木曜日に議会運営委員会を開催し、今定例会の追加議案の取り扱い等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、追加付議事件について申し上げます。報告1件、議案1件、陳情1件、計3件が追加で付議されてございます。

次に、議事進行について申し上げます。日程第2まではこれまでと同様に進めます。日程第3・報告第1号『令和6年度各会計予算特別委員会審査報告書』につきましても、3月11日に委員会付託された議案13件の一括報告を受けた後、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第4の補正予算につきましても即決審議でお願いいたします。日程第5から第6の意見書につきましても、先に決定のとおり進めます。日程第7・陳情につきましても委員会付託を省略し、即決審議でお願いいたします。日程第8・委員会の閉会中の継続審査、日程第9・委員会の閉会中の所管事務調査につきましても、先に決定のとおり進めます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

---

### 日程第3 報告第1号

#### 令和6年度各会計予算特別委員会審査報告書

○議長（横関一雄）日程第3、報告第1号『令和6年度各会計予算特別委員会審査報告書』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。宮本委員長。

○予算特別委員長（宮本幹夫）改めておはようございます。

令和6年度各会計予算特別委員会審査報告を行いたいと思います。令和6年度各会計予算特別委員会審査報告書についてご説明を申し上げます。

別冊議案書2の1ページでございます。報告第1号、令和6年度各会計予算特別委員会審査報告書。令和6年3月18日提出、令和6年度各会計予算特別委員会委員長 宮本幹夫。記といたしまして、令和6年3月11日付託、付託事件につきましては、令和6年第1回仁木町議会定例会で付託となりました議案第4号の条例改正、議案第5号ないし議案第12号の指定管理者の指定、議案第13号ないし議案第16号の令和6年度一般会計、2特別会計及び簡水会計の予算でございます。

2ページをお開き願います。3月14日付、横関議長あての委員会報告書でございます。令和6年度各会計予算特別委員会審査報告書。審査の結果、議案第4号ないし議案第16号は、すべて可決すべきものと決定した旨、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたしました。

4ページをお開き願います。審査報告書でございます。要旨を説明いたします。付託案件の内容につきましては、先に説明いたしました付託議案合計13件の可否についての審査でございます。委員会開催日、委員会出席者につきましては、記載のとおりでございます。

次に、5ページでございます。委員会条例第18条の規定により出席を求めた者、並びに事務局出席者につきましては記載のとおりでございます。審査の経過につきましては、第1回仁木町議会定例会において、議長を除く議員8名により構成する令和6年度各会計予算特別委員会が設置され、町長をはじめ、副町長、教育長ほか各関係課長ら説明員の出席を求め、町長より提出のあった条例改正、指定管理者の指定、一般会計、2特別会計及び簡水会計の予算書、予算説明資料について一括して説明を受け、議案ごとに質疑を行い、その重要性、緊急性、熟度、波及効果等を総合的に判断し、4日間にわたり審査を実施したものでございます。

6ページをお開き願います。審査の内容につきましては、議案第4号、仁木町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正の審査では、質疑及び討論はありませんでした。議案第5号から第12号までの指定管理者の指定議案8件の審査では、委託料の外注費の内容、大江へき地保育所の今後の運営予定、山村開発センターの1日の勤務人数や人件費の算出根拠、各施設における保険料の内容などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第13号の一般会計予算の審査では、歳出で、街灯LED化の改修工事の効果、子ども交流事業の経費の負担理由や趣旨、住民環境課の体制、地域おこし協力隊の任期終了後の動向、ニキバスの利用目的や事業者からの要望、地域活性化企業人の制度概要や活動3年間の目標、ぬくもり灯油助成事業の手続方法、敬老会の開催方法や記念品の配布対象、にき保育園の受入可能月齢や人員配置、放課後児童クラブの人員体制、外出支援サービスの対象、除雪サービス事業の内容、デイサービスえんれいそうの利用件数、地域包括支援センターの委託先、エネルギー構造高度化転換理解促進事業の詳細や事業費の内訳、火葬場の修繕予定、農産物PR販路拡大事業の内容、農業基盤整備促進事業の補助額増額の理由、水田水張課題解決研究補助事業の内容、多面的機能支払交付金事業の今後の予定、ニキボー生誕祭10周年事業の内容やニキボーのPR方法、うまいもんじゃ祭りの今後の開催予定、イベント開催経費に関する町の今後の意向、(仮称)仁木インター開通関連観光振興事業の観光PR看板の内容、多目的滞在施設の現況と今後の対応、町道仁小前線の側溝の深さや工事中の対応、コスモス30外壁等

改修事業の工事中の対応、北後志消防組合仁木支署の職員採用予定、小中学校施設改修事業のエアコン設置時期などについての質疑・確認があり、歳入では、臨時財政対策債の今後の方針、政策効果の判断基準などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第14号の国民健康保険事業特別会計予算の審査では、産前産後の保険料、繰入金の内容などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第15号の後期高齢者医療特別会計予算の審査では、質疑及び討論はありませんでした。議案第16号の簡易水道事業会計予算の審査では、アセットマネジメント策定委託業務の内容や発注方法、配水管更新の進捗状況などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。

次に、7ページでございます。決定事項でございます。議案第4号、仁木町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、賛成多数により可決すべきものとして決定をしました。

議案第5号、仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定については、賛成多数により可決すべきものとして決定をしました。

議案第6号、仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定については、賛成多数により可決すべきものとして決定をしました。

議案第7号、仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定については、賛成多数により可決すべきものとして決定いたしました。

議案第8号、然別生活館の指定管理者の指定については、賛成多数により可決すべきものとして決定いたしました。

議案第9号、仁木町大江コミュニティセンターの指定管理者の指定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第10号、仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第11号、仁木町山村開発センターの指定管理者の指定については、賛成多数により可決すべきものとして決定をしました。

議案第12号、仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定については、賛成多数により可決すべきものとして決定をしました。

議案第13号、令和6年度余市郡仁木町一般会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定をしました。

議案第14号、令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定をしました。

議案第15号、令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第16号、令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定をいたしました。

本特別委員会において、以上のとおり決定しましたので、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。令和6年3月14日、仁木町議会議長 横関一雄 様。令和6年度各会計予算特別委員会委員長 宮本幹夫。以上で報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

宮本委員長、自席へお戻りください。

これより討論・採決を行います。

---

#### 付託議案第4号

##### 仁木町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）それでは、議案第4号『仁木町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『仁木町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『仁木町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

---

#### 付託議案第5号

##### 仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第5号『仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

---

#### 付託議案第6号

##### 仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第6号『仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について』の討

論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

---

### 付託議案第7号

#### 仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第7号『仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

---

### 付託議案第8号

#### 然別生活館の指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第8号『然別生活館の指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『然別生活館の指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『然別生活館の指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり、可決さ



れました。

---

#### 付託議案第9号

##### 仁木町大江コミュニティセンターの指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第9号『仁木町大江コミュニティセンターの指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『仁木町大江コミュニティセンターの指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『仁木町大江コミュニティセンターの指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

---

#### 付託議案第10号

##### 仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第10号『仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号『仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

---

#### 付託議案第11号

##### 仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第11号『仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第11号『仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について』を採決します。本件に

対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第11号『仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

---

## 付託議案第12号

### 仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第12号『仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第12号『仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第12号『仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 付託議案第13号

### 令和6年度余市郡仁木町一般会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第13号『令和6年度余市郡仁木町一般会計予算』の討論を行います。討論はありますか。

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第13号『令和6年度余市郡仁木町一般会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第13号『令和6年度余市郡仁木町一般会計予算』は、委員長報告のとおり、可決されました。

---

## 付託議案第14号

### 令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第14号『令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』の討

論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第14号『令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第14号『令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』は、委員長報告のとおり、可決されました。

---

### 付託議案第15号

#### 令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第15号『令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第15号『令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第15号『令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』は、委員長報告のとおり、可決されました。

---

### 付託議案第16号

#### 令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第16号『令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第16号『令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第16号『令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計予算』は、委員長報告のとおり可

決されました。

#### 日程第4 議案第23号

##### 令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第8号）

○議長（横関一雄）日程第4、議案第23号『令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第8号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第23号、令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第8号）。令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億531万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和6年3月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては和田財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第23号、令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第8号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。15款。国庫支出金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額、208万4000円を追加し、補正後の合計額を56億531万円とするものがございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。6款。農林水産業費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額208万4000円を追加し、補正後の合計を56億531万円とするものがございます。

3ページ。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款。町税から22款。町債まで、すべての科目を載せたものがございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款。議会費から14款。予備費まで、すべての科目を載せたものがございます。右側の財源内訳ですが、国道支出金が208万4000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。15款。国庫支出金、2項。国庫補助金、6目。農林水産業費国庫補助金につきましては、畑地化促進事業の補助金208万4000円の追加でございます。

7ページをお開き願います。6款。農林水産業費、1項。農業費、3目。農業振興費につきましては、畑地化促進事業の土地改良区決済金等支援金でありまして、畑地化に取り組む農業者に対しまして、土地改良区に支払う賦課金の減少分の支援金208万4000円の追加でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）この畑地化促進事業という内容をもう少し詳しく教えてください。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）畑地化促進事業のこの度の補正予算に至った事業の内容について、説明をさせていただきます。

畑地化促進事業につきましては、令和5年度の国庫事業としてですね、既に6月定例会、9月定例会の方ですね、補正予算を組ませていただいたものと、これは改良区に対する決済金の支援という事業でございます、こちらはですね、対象者が余市川土地改良区ということになります。

内容につきましては、畑地化促進事業によりまして、転作田が畑に転換されることにより、土地改良区の賦課金が減収するということに対しまして国が支援をするものでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）今まで水田でやっていたところを畑地化するというので、今まで所有者が改良区にお金を払っていたのを、なくなるからその分を国が支払うということで、水田の面積というかが、少なくなるんですね。もう、これをするによって、水利権をその土地の所有者は手放してしまうということになるんですか。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）水利権を失うということではございません。

賦課金についてはですね、畑の対応によって賦課額が違います。例えば水田であれば1600円、それが畑になると800円ですとか400円ですとかに額が減るものですから、その額についてですね、国が支援するというようなものでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）その畑に変えてしまった水田というのは、もうまた何年後かにやりたいと言ってもできないんですね。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）お米を作ることは可能です。

ただしですね、これまで転作田として国から交付金が当たっておりました、水田活用支払交付金が出なくなるということでございます。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第23号『令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第8号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第23号『令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第8号）』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第5 意見案第1号

### 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第5、意見案第1号『刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。5番・野崎議員。

○5番（野崎明廣）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の5ページです。意見案第1号、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和6年3月8日提出。提出者は私、野崎明廣。賛成者は、嶋田 茂議員です。意見書の内容につきましては、6ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

野崎議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第1号『刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。したがって、意見案第1号『刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 意見案第2号

### 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める意見書

○議長（横関一雄）日程第6、意見案第2号『物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の7ページです。意見案第2号、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和6年3月8日提出。提出者は私、上村智恵子。賛成者は、宮本幹夫議員です。意見書の内容につきましては、8ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣です。ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第2号『物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。したがって、意見案第2号『物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める意見書』は、原案のとおり可決されました

## 日程第7 陳情第1号

「(仮称)古平・余市ウインドファーム事業」に反対する陳情

○議長（横関一雄）日程第7、陳情第1号『「(仮称)古平・余市ウインドファーム事業」に反対する陳情』を議題とします。

陳情の朗読を事務局長にさせます。可児局長。

○議会事務局長（可児卓倫）陳情書の朗読を行います。

別冊議案書2の11ページからです。陳情文書表、受理年月日及び受理番号ですが、令和6年3月1日受理、陳情第1号です。所管委員会は総務経済常任委員会です。提出者は、仁木町の風力発電を考える会代表 穂積豊仁氏です。件名は、「(仮称)古平・余市ウインドファーム事業」に反対する陳情です。

陳情要旨、原文を朗読いたします。件名、(仮称)古平・余市ウインドファーム事業に反対する陳情。

陳情項目原文、要旨、お世話になっております。この度は、お陰様で、仁木町はウインドファーム計画から外れましたが、余市・古平町は継続中で、(株)関西電力による「方法書」縦覧が仁木町でも行われました。昨年12月、仁木町にも景観に影響があることで、余市・古平町と共に、関電の住民説明会が開催されました。景観はもちろんのことながら、余市・古平町で風車建設が実施されれば、想定される被害は、仁木町においても変わりません。「仁木町の風力発電を考える会」は、(株)関西電力の計画する「(仮称)古平・余市ウインドファーム事業」に対して、下記4項目の理由により、建設の反対表明を致します。議会におかれましては、それぞれが、住民の代表として、住民の立場に立って、実りある論議を尽くし、町長と関西電力に対して反対表明をしていただきたく陳情申し上げます。

反対理由。1. 風車によって景観が変わり、仁木町のイメージが壊れる懸念。2. 低周波や超低周波音による町民の健康被害の懸念。3. 鳥獣害増加による安全性や、営農上の被害の懸念。4. 益虫やミツバチなどの昆虫が激減する懸念。

1. 風車によって景観が変わり、仁木のイメージが壊れる懸念。関西電力の説明によると、「フルーツパーク仁木」からも風車は見える事で、遠景の美景観が壊れます。観光と景観は切り離すことは出来ません。都会の人たちにとって、仁木の人たちが考えている以上に、景観は大切なものです。単に果物刈りだけが目的ではないのです。今仁木町では、「景観条例」を作成中と聞いています。是非、その中で、余市・古平の風車建設計画を撤回すべく、行政と関西電力に対して、議会からも働きかけていただきたいと思います。

2. 低周波や超低周波音による健康被害の懸念。低周波・超低周波の影響は、20km先まで届くと言われて

おり、風車病は無視できません。「考える会」の学習会（昨年5月20日）において、講師：北大工学研究院、田鎖助教（専門は「騒音による健康影響」）北海道公害審査委員会委員は、「風車騒音による健康影響についての科学的知見」と題して、「風車近傍での、事例研究では、頭痛・めまい・吐き気・睡眠障害等の健康影響が認められているが、健康リスクに関する科学的知見はまだまだ少ない。環境省の指針に、「風車騒音が直接的に健康に影響を及ぼす可能性は低い」と書かれているのは誤りである。科学的な因果関係が証明されないから、症状がないという事ではなく、科学の限界を理解したうえで、「予防原則」（前もってリスクを避ける）に従うべきである。そして、「誰ひとり置き去りにしないことが大切である」と強調されました。」前会期の「総務経済常任委員会」で、ある議員は、「大多数が影響を受けるなら考える」と言われました。少数なら切捨てていいという事にはなりません。また、大多数に被害が出てからでは遅いのです。

「風車病は科学的に因果関係が証明できない」ということで、「環境アセスメント」から除外されているので、被害が出て業者は責任を取らなくてもいいことになっています。しかしながら、「因果関係が証明できない」という事は、風車病がないということではありません。全国で多くの先行事例があり、大勢の方たちが苦しんでおられます。東伊豆などゴーストタウンになった地域もあります。寿都の住民からも「考える会」に訴えが来ております。破壊された自然林は二度と戻りません。風車は、一基撤去するのに3億円もかかると言われています。（今回の計画は、18基あります）。業者には法的に撤去義務がありません。最後、各自治体が、撤去するのです。被害が出てからでは、すべてが遅いのです。住民はモルモットではありません。やはり、田鎖先生の言われるように、「予防原則」に従うべきだと考えます。

3. 鳥獣害増加による安全性や営農上の被害の懸念。仁木の風車は中止になりましたが、仁木と余市は、行政区分こそ違え、同じ母なる川、同じ父なる山系に連なる兄弟であり、運命共同体なのです。従って、山の尾根に風車が建てば、獣害も同じように受けることになります。果樹やトマトが主幹産業の仁木にとって、決して他所事、他人事ではありません。クマやシカなどの獣害が大きく心配になっています。すでに、クマやシカは、風車に限らず、色んな形で自然破壊が進む中、年々被害は増えております。去年の春、私有林が伐採されただけでも、シカが激増し、農業被害が増えました。余市川の支流が、せき止められただけで、鮭が遡上できなくなって、一か所に集まるので、クマが里まで下りてくるようになりました。砥の川で、シャインマスカットやリンゴを栽培されている方は、果樹がクマに食べられてしまうので、今年からの植樹を断念されました。今でさえそうなのですから、風車が建てば、どのようになるか、想像するだけで、恐ろしくなります。風車の「自然生態系」に与える影響は多岐にわたりますが、中でも、大規模な森林伐採が、「緑の回廊（けもの道）」を破壊し、クマやシカなど大型動物の生存を脅かし、食べ物を求めて、里に下りてくる危険性は大きいと言えます。それは人にとっても大変危険な事になります。クマはブドウが大好きなので、ワイナリーやブドウ農家にも影響が及ぶのではないかと心配です（札幌では、ブドウやトウモロコシ、コクワなどが多く食べられています）。

4. 益虫やミツバチなどの昆虫が激減する懸念。風車が回ると飛来する大きな鳥などが、回転するブレード（羽）にたたき落とされたり、背後に発生する渦巻状の乱気流に巻き込まれて落下するなどのバードストライクの被害報告は各地であります。また、この大きな鳥や渡り鳥ばかりか、他の小さな鳥や虫たちにも当然、同じことが起きているそうです。昆虫やミツバチも半減や絶滅したという世界各地でのデータがあります。これは、果樹やトマトを栽培する農家にとっては大きな死活問題です。また、人でさえ風車病になるのですから、動物や昆虫、土の中の微生物など、より小さい生命体に影響がないわけがありません。風車が回ると、風向きや風量が変わる為、作物や小動物（虫



媒花・風媒花）は、大きなストレスを受けて減少し、受粉率が半減するとのデータもあります。果樹やトマトが主幹産業である仁木は、決して無視できない先行実施地域の実例です。

議員さんたちも「考える会」のメンバーも、ともに仁木を良くしたいという思いは共通であるはずで、その同じ思いに立って、仁木町にとっても、仁木住民にとっても、本当に風車が必要なかどうか、真剣に話し合いたいと思います。関西電力の甘言や、目先の利益に惑わされず、100年の大計を立てて頂きたいと願うばかりです。（「総務経済常任委員会」の参考人は、議員9人に対して最低3人にして頂き、多面的で総合的な討議で、実りある話し合いをお願いしたいと思います）以上、熟慮勘案のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）陳情の朗読が終わりました。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、仁木町議会会議規則第91条第2項の規定によって、所管の委員会総務経済常任委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、陳情第1号『「(仮称)古平・余市ウインドファーム事業」に反対する陳情』は、委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔場内、挙手する者あり〕

○議長（横関一雄）まず、採択に反対者の発言を許します。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、「(仮称)古平・余市ウインドファーム事業」に反対する陳情に係る反対討論を行います。

本事業計画の賛否については、古平・余市両町が主体的に判断することが前提であり、以上のことを踏まえて、本陳情については反対するものであります。以上です。

○議長（横関一雄）次に採択に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（横関一雄）他に討論はありませんか。5番・野崎議員。

○5番（野崎明廣）「(仮称)古平・余市ウインドファーム事業」に反対する陳情に対し、反対をさせていただきます。

仁木町が含まれていない計画であり、私としては取り上げるべきではない。古平・余市町の事案でありますので、よって、「(仮称)古平・余市ウインドファーム事業」に反対する陳情に反対をいたします。

○議長（横関一雄）他に討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）これで、討論を終わります。

これから、陳情第1号『「(仮称)古平・余市ウインドファーム事業」に反対する陳情』を採決します。

この採決は起立によって行います。本件について、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立者なし〕

○議長（横関一雄）起立なしです。

したがって、陳情第1号『（仮称）古平・余市ウインドファーム事業』に反対する陳情』は、不採択とすることに決定しました。

---

## 日程第8 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第8『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

木村議会運営委員会委員長、嶋田議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

## 日程第9 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第9『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

野崎総務経済常任委員会委員長から、所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。野崎総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、野崎総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時26分

---

再 開 午前10時27分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいによりまして、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

令和6年第1回仁木町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には本定例会にご提案いたしました案件につきまして、格別なご審議のもと、ご可決を賜り心より感謝を申し上げます。

執行方針の中でも触れましたが、本年は仁木町町制施行60周年になります。顧みますと50周年が挙行された10年前、私自身は就任2年目という浅学非才の身でありましたが、町民の皆さまとともに周年事業を通じて仁木町の足跡に触れ、感慨深い思いを抱いた頃を思い出します。また記念式典と併せて、町功労賞

と表彰式が執り行われ、その受賞された方々の中には、先日ご逝去されました三浦前仁木町長の姿もありました。就任されて以来、3期12年間、仁木町長として地方自治の振興発展に寄与されましたことは、多くの町民の心の中に刻み込まれております。心よりご冥福をお祈りいたしますとともに、哀悼の誠をささげるものであります。

明治12年、仁木竹吉ら361名が四国からこの地へ入植されてから今年で145年が経ちます。先人たちのたゆまぬ努力と工夫により、今日の仁木町が築き上げられた歴史を、今を生きる私たちが次世代につなげていくためにも、町民憲章にも明記されているように、開拓精神を受け継ぎ、明るく豊かな町を創造していく使命があります。かつての何もないところから始まった時代とは違い、現在は物や情報があふれている時代ではありますが、新たな道を切り開くことは、いつの時代にも求められるものであります。温故知新、不易流行の言葉のとおり、これからの仁木町も先人たちの思いを忘れず、次世代につなげていくことができる未来へのかけ橋として、持続可能な地域づくりを進めてまいり所存であります。

結びにあたり、年度末に入り、何かとご多用とは存じますが、議員各位にはくれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げますとともに、新年度を迎えるに当たり議員の皆さまがますますご活躍されますことを心よりご祈念申し上げます、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。長期間にわたりご審議を賜り、誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和6年第1回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議、大変ご苦労様でした。

閉 会 午前10時30分

---

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

## 令和6年第1回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和6年3月8日～3月18日（11日間）

3日目 令和6年3月18日（月）

（開議～午前9時30分／閉会～午前10時30分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告 第1号	令和6年度各会計予算特別委員会審査報告書		
	付託議案第4号 仁木町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	R6.3.18	原案可決
	付託議案第5号 仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について	R6.3.18	原案可決
	付託議案第6号 仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について	R6.3.18	原案可決
	付託議案第7号 仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について	R6.3.18	原案可決
	付託議案第8号 然別生活館の指定管理者の指定について	R6.3.18	原案可決
	付託議案第9号 仁木町大江コミュニティセンターの指定管理者の指定について	R6.3.18	原案可決
	付託議案第10号 仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定について	R6.3.18	原案可決
	付託議案第11号 仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について	R6.3.18	原案可決
	付託議案第12号 仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について	R6.3.18	原案可決
	付託議案第13号 令和6年度余市郡仁木町一般会計予算	R6.3.18	原案可決
	付託議案第14号 令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算	R6.3.18	原案可決
	付託議案第15号 令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算	R6.3.18	原案可決
	付託議案第16号 令和6年度余市郡仁木町簡易水道事業会計予算	R6.3.18	原案可決
議案 第23号	令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第8号）	R6.3.18	原案可決
意見案 第1号	刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書	R6.3.18	原案可決
意見案 第2号	物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める意見書	R6.3.18	原案可決
陳情 第1号	「(仮称)古平・余市ウインドファーム事業」に反対する陳情	R6.3.18	不採択